

第81回 定時株主総会招集ご通知



日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時



場所

神戸市中央区下山手通四丁目16番3号

兵庫県民会館 10階

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項



第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役
3名選任の件

第4号議案 補欠監査等委員である取締役
1名選任の件

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料をウェブサイトに掲載し、そのアドレスなどを書面により通知する「株主総会資料の電子提供制度」が開始されました。本株主総会につきましては、株主様の利便性を考慮し、これまでどおり株主総会資料を書面で郵送いたします。

目次

第81回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	10
計算書類	25
監査報告	27

証券コード 9362
2024年6月10日

株主の皆様へ

神戸市中央区港島三丁目6番地1
兵機海運株式会社
代表取締役社長 大東 洋治

第81回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.hyoki.co.jp/contents/ir/meeting.html>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「兵機海運」又は「コード」に当社証券コード「9362」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号
兵庫県民会館 10階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第81期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以上

- ~~~~~
- *当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- *電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- *本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。
- ①事業報告の業務の適正を確保するための体制
 - ②事業報告の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ③株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
- *当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は配当方針を「企業業績および今後の事業展開を勘案した安定的かつ積極的な配当」と定めております。安定配当を基本としつつ、EPS（1株当たり当期純利益）が100円を上回る場合は、配当性向30%以上または1株当たり50円のいずれか高い基準での配当を実施させていただきます。

この方針に基づき、第81期の期末配当につきましては、以下のとおり、1株につき130円とさせていただきますたく存じます。

100年企業を目指し、役職員一丸となり社業の発展に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、ご理解をいただき、今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

<期末配当に関する事項>

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金130円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は154,719,630円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役を2名増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おおひがし ようじ 大東洋治 (1946年4月24日生)	1970年4月 当社入社 1997年4月 神戸営業部長 2000年6月 取締役神戸第一支店長 2003年6月 常務取締役神戸第一支店長 2004年2月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 兵庫海運組合理事長	24,200株
2	ひらい きよたか 平井清隆 (1944年9月16日生)	1964年4月 当社入社 1995年4月 水島支店長 1997年6月 取締役中国支店長 2005年4月 常務取締役中国支店長内航事業担当 2010年4月 常務取締役中国支店長営業副本部長 2010年10月 専務取締役営業本部長 2014年10月 安全統括担当（現任） 2016年6月 代表取締役専務営業本部長（現任）	19,100株
3	おおひがし けいじ 大東慶治 (1973年11月2日生)	2002年4月 当社入社 2020年4月 執行役員倉庫部長 2021年4月 執行役員倉庫部長倉庫事業担当 2021年6月 取締役倉庫部長倉庫事業総括担当 2022年4月 営業副本部長（現任） AEO法令監査部門責任者 2022年6月 常務取締役（現任） 2023年6月 AEO総括管理部門責任者（現任）	3,900株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
4	うちだ かずひこ 内田 一彦 (1969年9月30日生)	1988年4月 兵庫県警察 警察官拝命 2020年4月 兵庫県警察退職 2020年7月 当社入社 2021年4月 執行役員姫路支店ヤマトスチール事業部統括部長 2022年6月 取締役姫路支店ヤマトスチール事業部統括部長 2023年4月 取締役管理部担当 2024年4月 取締役倉庫部長(現任)	2,000株
5	まつおか かずよし 松岡 和良 (1961年12月6日生)	1980年4月 当社入社 2015年7月 姫路支店長 2019年4月 執行役員姫路支店長 2023年6月 取締役姫路支店長(現任)	3,100株
6	たなか きよたか 田中 清隆 (1963年5月10日生) 【新任】	1987年4月 株式会社広島銀行入行 2019年5月 同行退行 2019年6月 当社入社 営業本部室室長 2022年7月 執行役員営業本部室長(現任) 2024年4月 外航部長(現任)	-
7	うめざき しんいち 梅崎 慎一 (1966年2月4日生) 【新任】	1988年4月 株式会社兵庫相互銀行(現株式会社みなと銀行)入行 2022年4月 当社へ出向 財務部次長 2023年4月 当社へ転籍 執行役員財務部長(現任)	-

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の取締役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求など、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としており、また、填補する額についても限度額を設けるなどの措置を講じております。

なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	まつもと としはる 松 本 利 晴 (1954年7月9日生)	1977年4月 当社入社 2004年8月 大阪支店長 2006年6月 取締役大阪支店長 2009年4月 取締役本社営業部担当 2010年4月 取締役本社営業部統括部長倉庫事業担当 2011年4月 取締役本社営業部長倉庫事業担当 2012年10月 取締役姫路支店Y S 事業部統括部長 2014年10月 取締役姫路支店長 2015年7月 取締役A E O 総括管理部門責任者 2016年4月 取締役A E O 総括管理責任者 2016年6月 取締役〔常勤監査等委員〕（現任）	6,400株
2	ごとう だいすけ 五 島 大 亮 (1977年7月4日生) 【社 外】	2006年12月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2011年9月 同 監査法人退所 2011年10月 五島公認会計士事務所開業 代表（現任） 2013年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） (重要な兼職の状況) 神戸市議会議員 五島公認会計士事務所代表	-

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	はまだあると 濱田在人 (1973年10月16日生) 【社外】	1998年10月 学校法人大原学園入社 2000年 9月 同学園退社 2000年11月 佐藤庸安税理士事務所入所 2002年12月 税理士試験合格 2006年 4月 同事務所退所 2006年 5月 濱田在人税理士事務所開業 代表(現任) 2020年 6月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任) (重要な兼職の状況) 濱田在人税理士事務所代表 社会福祉法人坂田福祉会監事	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 五島大亮氏及び濱田在人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- (1) 五島大亮氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、企業財務に関する監査の経験を積み、公認会計士・税理士としての専門的な識見をもっていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
- (2) 濱田在人氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、税理士としての企業税務に精通しており、会計・税務に関する相当程度の知見をもっていることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
4. 五島大亮氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。五島大亮氏の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、五島大亮氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
5. 濱田在人氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。濱田在人氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、松本利晴氏、五島大亮氏及び濱田在人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏の再任が承認可決された場合には、3氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、五島大亮氏及び濱田在人氏の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
- 当該保険契約により被保険者の取締役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求など、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としており、また、填補する額についても限度額を設けるなどの措置を講じております。
- なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
かきもと けんいちろう 垣本健一郎 (1952年2月19日生)	1974年4月 三菱倉庫(株)入社 1998年7月 同社 神戸支店庶務課長 2002年7月 菱倉作業(株)出向 取締役総務部長 2003年7月 同社 代表取締役 2004年9月 菱倉作業(株)と神菱港運(株)合併 2004年10月 神菱港運(株)出向 常務取締役 2012年3月 三菱倉庫(株)退社 2017年6月 神菱港運(株)退社	-

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 垣本健一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 垣本健一郎氏を補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、豊富な経営経験及び幅広い識見等を有しておられ、経営者としてのバランス感覚を活かして、コーポレート・ガバナンス等の向上についてご指導いただくため、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。また、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
4. 垣本健一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 垣本健一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であります。
6. 垣本健一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

事業報告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、ロシアによるウクライナ紛争の長期化や中東情勢の緊迫化、中国経済の成長鈍化、円安影響による食料品やエネルギー価格が高騰するなどの懸念がありつつも、日経平均株価が史上最高値を更新するなど景況感は緩やかに改善しました。また、コロナ禍により停滞していた個人消費の持ち直しや円安を背景としたインバウンド需要も拡大するなど、企業収益も回復基調で推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社は「安全・迅速・信頼」をモットーに、国民生活と企業活動のライフラインを支える物流業者として、如何なる時世にも顧客に対する輸送責任を果たす「堅実な兵機」との信頼を得るべく、事業展開を進めてまいりました。

内航事業では、燃料油の高騰、船員労務費や傭船費用などのコスト増加要因を緩和すべく、一部荷主との海上運賃改定交渉を進めました。また効率配船に努め、不稼働率を減少させました。

外航事業では、主に建機類の輸送を行っていた極東ロシア向け航路が中長期的に再開出来ないと経営判断をして、投入していた社船を売船し、船舶維持管理コストの改善を図りました。

港運事業では、取引形態を見直した結果、一部取引について、従来売上高として請求していたものを2023年10月以降は立替金として請求することとしたため売上高は減少しましたが、原価も同額減少したため営業利益には影響しませんでした。

倉庫事業では、輸出入コンテナ貨物の取扱量や付帯作業が伸び悩みました。また、減価償却費の増加や、倉庫作業員を増員したことによる労務費の増加などもあり、苦戦を強いられました。

なお、当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、外航船舶の所有及び船舶運航管理業を営んでいた海外子会社である K.S.LINES S.A.を解散することを決議し、3月で清算結了を行いました。

これらの結果、当事業年度の実績は、次のとおりとなりました。

当事業年度の売上高は、上記の取引形態見直しの特殊要因により、14,636百万円と大きく減収となりました。営業利益は519百万円となりました。一方で、経常利益は営業外収益として貸倒引当金戻入額89百万円を計上したこと等により678百万円となりました。また、当期純利益は子会社清算に伴う特別利益30百万円を計上し512百万円となりました。なお、上記のとおり、当社は連結子会社を清算したことにより、当事業年度より連結計算書類作成会社ではなくなりました。したがって、前事業年度との比較は行っておりません。

(事業の成果)

取扱輸送量	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
3,624千屯	14,636百万円	519百万円	678百万円	512百万円

■内航事業

当事業年度の鋼材及び原材料スクラップの鉄鋼輸送は、前年同期比で4.5%減の輸送量となり、伸び悩みました。また、船舶燃料油の高止まり、船員確保のための労務環境改善に係る費用や船団維持に欠かせない傭船費用の引上げ、新船建造費用やドック費用の高騰など、年々運航コストの増加が続いております。内航事業を営む経営環境の厳しさを吸収緩和すべく、荷主へ海上運賃の適正化に向けた改定交渉を進めるとともに、気象海象の悪化による運航休止や船体修繕による不稼働を減少させるべく、効率配船にも努めました。また、鋼船による運航を補完する社舩を積極的に活用し、収益率の改善を図りました。

結果としまして、取扱量が1,823千トとなりました。売上高は6,930百万円、営業利益は308百万円となりました。

■外航事業

運航サービスを提供していた極東ロシア向けの航路は、経済制裁により顧客の輸出入貿易が中長期的に再開出来ないので、当航路に投入していた自社船を売船し、船舶維持管理コストの改善を図りました。中国、台湾、韓国など他の航路につきましては、顧客のニーズに合った運航サービスを提供し、収益の確保に努めました。なお、委託船につきましては、安定的にスポット案件を受注したものの、海運市況が低調に推移したことにより、利益率が伸び悩みました。

結果としまして、売上高は1,293百万円、営業利益は101百万円となりました。

■港運事業

輸出入者の依頼に応じて船会社に支払っていた各種費用の取引形態を見直し、2023年10月以降は立替金として請求することとした影響もあり、売上高は減少しましたが、原価も同額減少したため、営業利益への直接的な影響はありませんでした。なお、日本の主要な貿易国である中国の景気が減速した影響と円安影響で輸入貨物の取扱いには伸び悩みましたが、輸出をメインとする主要顧客の取扱いは安定して推移しました。また、海上コンテナ輸送料金などの価格改定や新規顧客の獲得のため、他のセグメントとの共同セールスを行い、営業利益の確保に努めました。

結果としまして、売上高は4,819百万円、営業利益は101百万円となりました。

■倉庫事業

輸出入コンテナ貨物の作業を主とする神戸、大阪の一般倉庫は、中国の景気後退の影響を受け、前期比較で取扱いコンテナ本数及び関連する梱包などの付帯作業が減少しました。また、前期堅調であった姫路倉庫の鋼材取扱いも減少しました。更には、兵庫埠頭物流センターでの危険品の取扱いも、競合他社が危険品倉庫を新設し始め、受注競争が始まり伸び悩みました。新規貨物を獲得すべく営業活動を強化しましたが、固定資産税及び設備機材の減価償却など固定費増加や、作業員の高齢化を是正するため新規に増員した人件費も重しとなり、倉庫事業全体で苦戦しました。

結果としまして、売上高は1,592百万円、営業利益は8百万円となりました。

■事業別実績

事業区分	取扱輸送量	売上高	営業利益
内航事業	1,823千屯	6,930百万円	308百万円
外航事業	161千屯	1,293百万円	101百万円
港運事業	1,418千屯	4,819百万円	101百万円
倉庫事業	222千屯	1,592百万円	8百万円
合計	3,624千屯	14,636百万円	519百万円

(2) 対処すべき課題

次期の経営環境の見通しにつきましては、コロナ禍で抑制されていたリバウンド需要も一旦落ち着きを取り戻しましたが、物価上昇を上回る継続的な賃上げが中小企業まで波及すれば、国内景気は緩やかな回復傾向を維持すると予想されます。また、日銀と欧米の金融政策の影響による国内金利と為替動向に注視しつつ、企業の設備投資も緩やかに増加すると予想されます。一方で、中東情勢の更なる緊迫化とウクライナ紛争の長期化、米国大統領選挙の行方と米中貿易摩擦による経済安全保障上の規制など地政学的な影響が、港運事業、通関業及び外航事業において幅広い顧客の輸出入貨物を取扱う当社の懸念事項でもあります。

そのような状況下、内航事業では船舶運航及び維持管理コストの増加に応じた、また、当社の安心安全を約束した安定輸送サービスに見合った運賃への改定交渉を継続して実施し、適正利益の確保に努めてまいります。一方で、中長期的に内航船員数が減少傾向にあります。小規模な船主は、船員高齢化などの影響により自主廃業を選択していくケースが今後増加すると予想されます。オペレーターとしての当社は、傭船先への傭船料を改定し、船主と一体となった経営で船団を維持するとともに効率配船に努め、新規傭船先の開拓と関係会社や船員育成船を通じた若年船員の雇用促進を行ってまいります。

外航事業では、子会社を清算したことにより、船舶維持管理コストが無くなりました。今後は中央アジアやモンゴルなど、鉱物資源が豊富な国向けの設備取扱いの増加が見込めますので、中国の港を経由地とした三国間輸送貨物を物量に合わせた傭船契約にて配船し、準定期配船サービスの提供を目指します。また、同航路の強みを活かし中国発日本向けの輸入貨物の獲得も目指します。他の航路についても、他部署との連携及び当社と協力関係にある船会社と協業し、国内外で集荷活動を展開します。

港運事業では、2024年問題によりトラックドライバーの労働時間が制限され、国内陸上輸送において、適法な取組みが元請け業者である当社にも求められます。協力会社からの値上げ要請に応じたコスト上昇分を顧客へ転嫁できるよう、価格改定交渉を継続してまいります。また、収益率の向上を目指し、一般貨物以外に付加価値が高く、通関取扱いに専門知識を必要とする貨物の集荷営業を強化します。なお、大阪港及び神戸港においては、2025年開幕に迫った大阪・関西万博関連の建設資材や大型設備機器の荷動きが活発化してくると予想されますので、港運・倉庫事業と一体となった営業サービスをセールスし、受注機会を逃さないように努めてまいります。

倉庫事業では、将来的に予想される倉庫作業員の不足に対処すべく増員を図っており、その労務費が増加しております。倉庫事業の収益は、主に作業と保管に分かれておりますが、人員を活用できるのは作業面です。収益性を高めるため、回転率の良い輸出入コンテナ貨物の取扱いを増加させること、特に通常の海上コンテナには積めない大型貨物を積載するフラットラックコンテナ等の特殊コンテナとその付帯作業の取扱いを増やすよう営業活動を強化します。また、付加価値の高い危険物の取扱いは競争が激化しておりますが、屋外ヤード及び特殊荷役重機とそのオペレーターを有する当社の特長を活かし、ISOタンクコンテナの営業活動も引き続き強化してまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(5) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 78 期 2021年3月期	第 79 期 2022年3月期	第 80 期 2023年3月期	第 81 期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売 上 高	13,001	16,087	18,387	-
営 業 利 益	186	488	548	-
経 常 利 益	209	523	609	-
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	324	358	442	-
1株当たり当期純利益	277円56銭	305円94銭	375円07銭	-
総 資 産	11,628	12,618	12,794	-
純 資 産	3,081	3,456	4,000	-
1株当たり純資産額	2,638円37銭	2,942円72銭	3,388円51銭	-

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しております。

2. 2024年3月に連結子会社を清算結了したことにより、連結決算から単体決算に移行しました。したがって第81期の記載は行っておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 78 期 2021年3月期	第 79 期 2022年3月期	第 80 期 2023年3月期	第 81 期 (当事業年度) 2024年3月期
売 上 高	12,942	16,025	18,364	14,636
営 業 利 益	179	490	560	519
経 常 利 益	202	527	612	678
当 期 純 利 益	110	363	438	512
1株当たり当期純利益	94円29銭	309円03銭	370円96銭	431円03銭
総 資 産	11,385	12,365	12,518	12,939
純 資 産	2,867	3,248	3,786	4,609
1株当たり純資産額	2,447円47銭	2,756円43銭	3,197円32銭	3,873円25銭

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しております。

2. 2023年10月以降、売上高としていた船会社費用の請求項目を立替金としての請求に変更した特殊要因があり、第81期は前期と比較して大幅な減収となっております。

(6) **重要な子会社の状況**

当社外航事業のための連結子会社であったK.S.LINES S.A.は、2023年11月に同社が所有する船舶を売却したことに伴い、事業目的を終了し2024年3月に清算終了いたしました。これにより、当事業年度末におきまして、当社の連結子会社はありません。

(7) **主要な事業内容**

内航海運業、外航海運業、港湾運送業並びに港湾運送関連事業、倉庫業、通関業、貨物利用運送業、輸出入貨物取扱業、国際複合輸送業

(8) 主要な営業所と従業員の状況 (2024年3月31日現在)

区 分	内航事業	外航事業	港運事業	倉庫事業	その他／管理
本社 (*1)					19
本社営業部 (*1)			30		
倉庫部 (*1)				54	
通関部 (*1)			11		
内航海運部 (*2)	22				
東京支店 (東京都中央区)			6		
大阪支店 (大阪市住之江区)			18	6	
姫路支店 (姫路市飾磨区)	35		3	26	
中国支店 (岡山県倉敷市)			5		
外航部 (*3)		13			
合 計	57名	13名	73名	86名	19名
	248名 <11名増> 平均年齢45.1歳 平均勤続年数15.4年				

- (注) 1. *1印は神戸市中央区港島の神戸物流センター内に所在しております。なお、倉庫部は神戸物流センター内と兵庫埠頭物流センター（神戸市兵庫区）の各事業所に所在しております。また、通関部は本社内と大阪支店内の事業所に所在しております。
2. *2印の内航海運部は地区別の事業部からなり、本社・姫路・中国・東京の各事業所に所在しております。
3. *3印の外航部は、本社（運航・国際輸送）と東京支店（営業）の事業所に所在しております。
4. 従業員数は、就業人員であり、パート及び出向社員数は除いております。
5. 合計欄<>内は前事業年度末比較を表します。

(9) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先	当事業年度末現在の借入額
株 式 会 社 み な と 銀 行	1, 2 3 1百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	7 4 3百万円
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	7 1 0百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5 1 0百万円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

① 株式数と株主数 (2024年3月31日現在)

発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
4,000,000株	1,224,000株 (自己株式33,849株を含む)	1,826名 (前期比263名増)

② 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ふたば会 (取引先持株会)	61,515株	5.17%
共栄火災海上保険株式会社	45,000株	3.78%
兵機海運株式会社従業員持株会	32,446株	2.73%
有限会社山広運輸興業	31,600株	2.66%
有限会社福田商事	25,000株	2.10%
大東洋治	24,200株	2.03%
楽天証券株式会社	21,200株	1.78%
平井清隆	19,100株	1.60%
細羽強	18,300株	1.54%
株式会社笠組	18,100株	1.52%

- (注) 1. 当社は、自己株式として33,849株を保有しておりますが、表記はしておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	5,800株	5名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. 会社の状況に関する事項 (2) 会社役員 の状況 ④ 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大東 洋治	兵庫海運組合理事長
代表取締役専務	平井 清隆	営業本部長 安全統括担当
常務取締役	大東 慶治	営業副本部長 倉庫部長 AEO総括管理部門責任者
取締役	内田 一彦	管理部担当
取締役	松岡 和良	姫路支店長
取締役 (監査等委員・常勤)	松本 利晴	
社外取締役 (監査等委員)	五島 大亮	神戸市議会議員 五島公認会計士事務所代表 公認会計士
社外取締役 (監査等委員)	濱田 在人	濱田在人税理士事務所代表 社会福祉法人坂田福祉会監事

- (注) 1. 取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)濱田在人氏の両氏は、社外取締役でありま
す。
2. 取締役(監査等委員)五島大亮氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当
程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)濱田在人氏は、税理士の資格を有し、税務に関する相当程度の知見を有しており
ます。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督
機能を強化するために松本利晴氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)濱田在人氏の両氏を(株)東京証券取引
所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 事業年度中の役員の異動等

日 付	氏 名	(新)	(旧)
2023年 4月1日	内田 一彦	取締役 管理部担当	取締役 姫路支店ヤマトスチール事業部 統括部長
2023年 6月27日	橋田 光夫	<退任>	常務取締役 外航事業担当 AEO総括管理部門責任者
2023年 6月27日	大東 慶治	常務取締役 営業副本部長 倉庫部長 AEO総括管理部門責任者	常務取締役 営業副本部長 倉庫部長 AEO法令監査部門責任者
2023年 6月27日	松岡 和良	取締役 姫路支店長	<新任>

7. 事業年度末日後の役員の異動等

日付	氏名	(新)	(旧)
2024年 4月1日	大東 慶治	常務取締役 営業副本部長 AEO総括管理部門責任者	常務取締役 営業副本部長 倉庫部長 AEO総括管理部門責任者
2024年 4月1日	内田 一彦	取締役 倉庫部長	取締役 管理部担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員・常勤)松本利晴氏並びに社外取締役(監査等委員)五島大亮氏及び社外取締役(監査等委員)濱田在人氏は、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の取締役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求など、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としており、また、填補する額についても限度額を設けるなどの措置を講じております。なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について諮問委員会にて検討し、監査等委員会による意見聴取を経ております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、諮問委員会及び監査等委員会での判断が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く、以下同様)の報酬体系は、それぞれが担当する職務の適切な執行の対価としての基本報酬、及び企業価値の継続的な向上を目的とするインセン

ティブを効かした報酬の支給構成を基本方針としております。

具体的には、株主総会の決議によって総額の限度が定められた金銭での報酬体系においては、役位と職責に応じて定められる金銭固定型の基本報酬を設けるとともに、企業価値の継続的な向上、または株主との一層の経済的価値の共有を目的とするインセンティブを効かした報酬として、事業年度中の業績の達成度を算定の基とする、業績連動型の金銭報酬を賞与として位置付ける構成としております。また、前段の金銭報酬による限度枠とは別枠で、株主総会の決議において定められた非金銭による報酬体系として運用する譲渡制限付株式報酬制度は、株主との一層の経済的価値の共有を目的とし、インセンティブを効かした報酬と位置付けております。これら各報酬の支給目的と支給体系を状況に応じて適切に組み合わせることで、その効果を最大に引き出すものとします。

- b. 個人別の基本金銭報酬の算定方法の決定の方針（与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬については、月例の金銭固定報酬と位置付け、外部専門機関の調査等に基づく同規模の他社水準及び従業員給与との均衡を勘案した上で、その上限枠を設定しております。

個々の基本報酬の額及びその算定方法の決定については、諮問委員会において各取締役の役位等を踏まえ、取締役会が定める規定に基づいて事業年度期首に検討され、監査等委員会の意見聴取の場を経た上で、取締役会において審議されます。審議結果の執行は、取締役会での合意の下に代表取締役社長に委任されます。

- c. 個人別の業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与については、諮問委員会で当該事業年度の利益、直近3事業年度の実績平均、従業員賞与との均衡及びその他諸般の状況を考慮して事業年度期首に検討され、監査等委員会の意見聴取の場を経た上で、事業年度中の業績の達成度合い（評価指標）に応じて、取締役会での支給判断と総額が最終決定されます。

個々の報酬額については、概ね基本報酬の比率を基本とした配分計画のもと職務実績等を踏まえ、その配分は取締役会での合意の下に代表取締役社長に委任され、期末に支払われます。

なお、支給の評価指標としては、事業全般の業績評価を定量的に示す財務数値である経常利益を用いることとし、賞与総額の決定は経常利益の一定割合を上限として設定しております。

- d. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等については、譲渡制限付の自社普通株式による報酬とし、株主との一層の価値共有を中長期にわたり実現することを目的とするインセンティブを効かした報酬体系の一環と位置付けております。当社は、株主総会の決議によって定められた金銭での報酬総額とは別枠で、同じく株主総会にて定められた譲渡制限付株式の付与のための報酬額の範囲で、業務執行をおこなう取締役に対し、金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させて、譲渡制限付

株式を割り当てます。なお、割当のために発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間7千株以内、年額24百万円以内と定めております。1株当たりの払込金額は取締役特に有利にならない範囲で適切な方法で算出され、株式の割当数の各対象取締役への具体的な配分についても取締役会が定める制度規程の運用により、適切に取締役会において決定されます。また、同制度による支給時期は、定時株主総会後の取締役会にて支給判断をおこない、1ヵ月以内に譲渡制限付株式を割り当て、退任退職時に制限を解除することと定めております。

- e. 固定報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬である基本報酬と賞与としての業績連動報酬については、諮問委員会による立案諮問段階で適正性、監査等委員会による事前検討で公正性、取締役会による審議決議で総合的な妥当性がそれぞれの立場で検討されるプロセスを経ております。

また、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬制度については、対象取締役の会社への誠実性が問われる報酬でもあることから、安定した業績を前提に経営陣として着実な実績の積み重ねを支給方針とした制度設計のもと、取締役会が公正な規程運用を承認するプロセスを経ております。

取締役に支払われる各報酬等の割合の決定の方針については、これらプロセスにおいて、各報酬の支給目的と支給体系を状況に応じて適切に組み合わせることで、その効果を最大に引き出すものとしております。インセンティブを効かした報酬体系においては、その目標が達成されたと判断された場合、基本報酬に対するその割合を取締役会にて協議調整することを方針としております。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（決定内容に委任に関する事項を含む。）

個人別の報酬額については取締役会の合意のもと、代表取締役社長に委任されます。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与としての業績連動報酬の評価配分並びに譲渡制限付株式報酬に係る支給対象取締役の認定及び株式無償取得すべき事由があった場合の最終判断です。金銭報酬の総額並びに個人別の報酬額は、諮問と立案の機関（諮問委員会）、事前検討の機関（監査等委員会）、審議決議の機関（取締役会）と個別機関でそれぞれの立場から精査検討されたものについて、最終の執行権限者は、明確な事由を提示しない限りそのプロセス結果を尊重しなければならない方針としております。また、譲渡制限付株式報酬は、定められた規程に基づく適切な運用実施を遵守する方針としております。

- g. 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針

監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、金銭（固定）報酬のみとしております。監査等委員である取締役の個々の基本報酬の額については、監査等委員である取締役の協議によって決定されます。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち、社外取締役)	93 (-)	74 (-)	7 (-)	11 (-)	6 (0)
取締役(監査等委員) (うち、社外取締役)	12 (4)	12 (4)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち、社外取締役)	105 (4)	86 (4)	7 (-)	11 (-)	9 (2)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は経常利益550百万円であり、その実績は678百万円です。当該指標を選択した理由は、事業全般の業績を定量的に確認し、評価できるからであります。当社の業績連動方式は、職位別の基本報酬に対して一定割合を上限に算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付の当社普通株式であり、割当ての際の条件等は、「2.会社の状況に関する事項 (2)会社社員の状況 ④取締役の報酬等 イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等 d.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 (時期又は条件の決定に関する方針を含む。)」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.会社の状況に関する事項 (1)株式の状況 ③当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額120百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会最終時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、7名です。
また、上記金銭報酬とは別枠で、2021年6月24日開催の第78回定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額24百万円以内と決議いただいております。当該株主総会最終時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は、6名です。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会最終時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名(うち、社外取締役は3名)です。
6. 役員退職慰労金制度廃止に伴う退任時打ち切り支給決議(2005年6月28日開催の第62回定時株主総会決議)に係る役員に対し、当事業年度末現在で取締役2名分11百万円が未支給となっております。
7. 取締役(監査等委員である取締役を除く、以下同様)の基本報酬の金額及び業績結果に応じた賞与の評価配分は、取締役会合意のもと、代表取締役社長大東洋治に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、担当する役位に応じた職責と職務実績等について評価を行うには、代表取締役社長が適任と判断したためであります。また、権限が適切に行使されるようにするため、委任された内容の決定にあたっては、事前の個別機関で精査検討されたプロセス結果を明確な事由を提示しない限り尊重しなければならない方針としております。なお、監査等委員である取締役の基本報酬の額は監査等委員である取締役の協議により決定しており、賞与金額については取締役への賞与支給に準じた内容にて監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

- ・取締役(監査等委員)五島大亮氏は、五島公認会計士事務所代表を兼ねております。当社と同事務所との間に取引等の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)濱田在人氏は、濱田在人税理士事務所代表及び社会福祉法人坂田福祉会監事を兼ねております。当社と同事務所及び同法人との間に取引等の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 五島大亮	<p>当事業年度中に開催された取締役会15回のうち12回に、また監査等委員会13回のうち10回に出席しました。</p> <p>公認会計士・税理士としての専門的見識を備え、当社経営から独立した客観的な立場で、取締役の意思決定とその業務執行について、適正性の確認及び監督を行っております。</p> <p>また、取締役会において、定量的な観点から経営計画や事業計画について助言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、当社の管理会計の方針等に必要な発言を行っております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 濱田在人	<p>当事業年度中に開催された取締役会15回のうち14回に、また監査等委員会13回のうち12回に出席しました。</p> <p>企業税務に精通する税理士としての専門的見識を備え、当社経営から独立した客観的な立場で、税務に関するアドバイスや計算書類上の適正性の検討及び監督を行っております。</p> <p>また、取締役会において取締役及び幹部社員の人事並びに設備投資についての意見表明を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査法人の適正性と報酬の妥当性の検討や、消費税インボイス制度への対応状況の確認を行っております。</p>

(3) 会計監査人の状況

① 名称及び報酬等の額

会計監査人の名称：あると築地有限責任監査法人	
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の会計監査人でありました、あけぼの監査法人は、2023年6月27日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は配当方針を「企業業績および今後の事業展開を勘案した安定的かつ積極的な配当」と定めております。安定配当を基本としつつEPS(1株当たり当期純利益)が100円を上回る場合は、配当性向30%以上または1株当たり50円のいずれか高い基準での配当を実施させていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,978	流 動 負 債	4,168
現金及び預金	2,043	支払手形	152
受取手形	33	買掛金	1,005
売却掛金	1,401	短期借入金	2,532
契約資産	20	リース債	27
短期貸付金	54	未払金	54
貯蔵品	25	未払法人税等	46
前払費用	35	未払消費税等	66
その他の金	367	預り金	121
貸倒引当金	△2	賞与引当金	161
固 定 資 産	8,960	固 定 負 債	4,161
(有形固定資産)	(6,633)	長期借入金	3,303
建物・建物附属設備	3,109	リース債	36
構築物	220	繰延税金負債	306
機械及び装置	16	退職給付引当金	494
船舶	603	未払役員退職慰労金	11
車輜運搬具	57	船舶修繕引当金	9
器具・備品	20	負 債 合 計	8,329
土地	2,566	純 資 産 の 部	
リース資産	38	株 主 資 本	3,405
(無形固定資産)	(60)	資本金	612
借地権	4	資本剰余金	33
電話加入権	9	資本準備金	33
施設利用権	0	利 益 剰 余 金	2,832
リース資産	27	利益準備金	153
ソフトウェア	19	その他利益剰余金	2,679
(投資その他の資産)	(2,266)	別途積立金	600
投資有価証券	2,154	繰越利益剰余金	2,079
関係会社株	20	自 己 株 式	△72
長期貸付金	15	評価・換算差額等	1,204
長期保証金	34	その他有価証券評価差額金	1,198
その他の金	60	繰延ヘッジ損益	6
貸倒引当金	△18	純 資 産 合 計	4,609
資 産 合 計	12,939	負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,939

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,636
売 上 原 価		12,081
売 上 総 利 益		2,554
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,035
営 業 利 益		519
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	67	
受 取 出 向 料	3	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	89	
そ の 他	37	198
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
そ の 他	5	39
経 常 利 益		678
特 別 利 益		
子 会 社 清 算 益	30	30
税 引 前 当 期 純 利 益		709
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	161	
法 人 税 等 調 整 額	36	197
当 期 純 利 益		512

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

兵機海運株式会社
取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 松山元浩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川島淳一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兵機海運株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あると築地有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

兵機海運株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 松 本 利 晴 ㊟

監査等委員(社外取締役) 五 島 大 亮 ㊟

監査等委員(社外取締役) 濱 田 在 人 ㊟

(注) 監査等委員五島大亮及び濱田在人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

<MEMO>

株主総会会場ご案内図



会場

神戸市中央区下山手通
四丁目16番3号
兵庫県民会館 10階



交通

市営地下鉄 西神・山手線

「県庁前駅」下車すぐ

JR西日本「元町駅」・

阪神「元町駅」

下車 徒歩 約10分

